労務費ダンピング調査の実施のお知らせ

令和8年11月　秋田県建設部建設政策課

提出された見積内訳明細書について労務費ダンピング調査を実施します。
○令和８年１２月１日以降公告の入札から対象
○予定価格が５，０００万円以上の工事
※随意契約により契約する工事は除外します。

【一定水準】
発注者の積算した直接工事費　×　0.97

「秋田県低入札価格調査取扱実施要領」
第２条第１項第１号イに規定する「直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額」

○　建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和６年６月に第三次・担い手３法が成立しました。

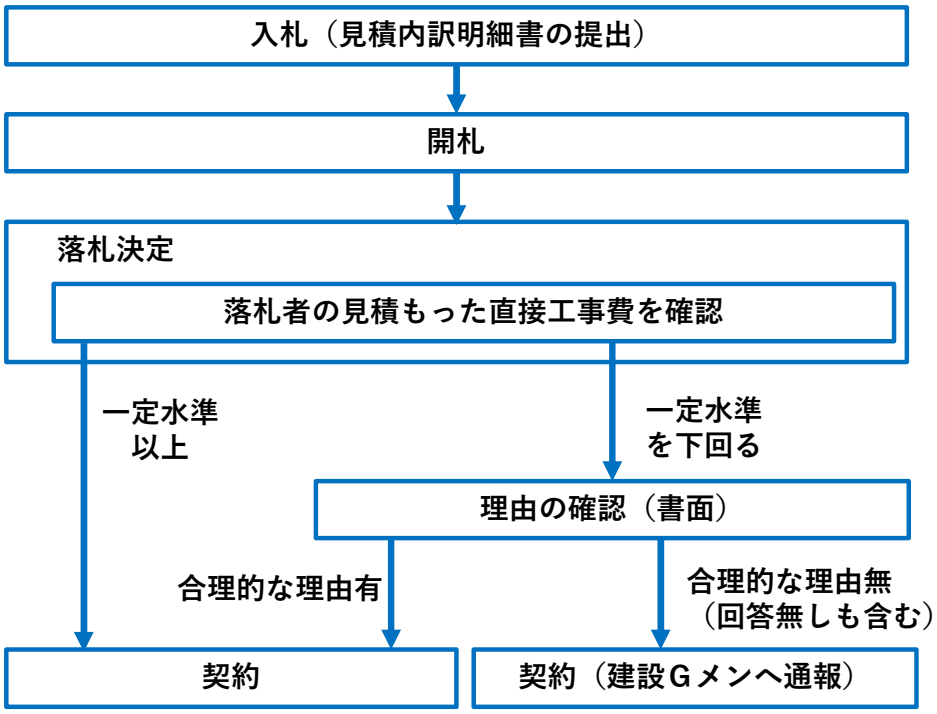
⇩

○　入契法第12条の改正により、入札の際に提出する内訳書に材料費、労務費等の必要な経費の記載が義務づけられました。
⇒見積内訳明細書への記載項目の追加
（令和８年４月１日から実施済み）

⇩

○　入契法第13条の規定により、公共工事の発注者は提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされています。
⇒労務費ダンピング調査
（開始令和８年１２月１日公告分から開始）

【調査フロー】



●公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抜粋）
（入札金額の内訳の提出）
第十二条　建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。
（各省各庁の長等の責務）
第十三条　各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。
２　（略）